

【発生原因】

販売店手回収の回数が8回より多い場合に発生します。

【対応方法】

原則、[電子契約書]で手回収いただける回数は最大8回までとなります。

販売店回収が8回に収まるようご調整が難しい場合は、arclink〔案件詳細画面〕の<ai21非連携>を選択いただくことで、電子契約でお手続きを進めることが可能です。

(※ただし、初回支払期日が審査申込時点より9ヶ月以上前で承認取得されている場合は、電子契約書での手続きは対応できません。お手数ですが、紙契約書での手続きを販売店本部ご担当者様へご相談ください。)